

## 長浜市公告第60号

市有地を建物解体条件付による二段階一般競争入札により売却するので、次のとおり公告する。

平成31年3月26日

長浜市長 藤井 勇治

### 1 対象物件

#### (1) 売買物件（土地）

所在地	地目	面積
長浜市宮司町字北走 1200 番	宅地	8,273.27 m <sup>2</sup>

#### (2) 解体条件付建物等

施設種別	建築年	構造	床面積
ホール	昭和40年	鉄骨鉄筋コンクリート造6階建	4,812.55 m <sup>2</sup>
機械室	昭和40年	鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建	238.65 m <sup>2</sup>
車庫	昭和53年	鉄骨造平屋建	46.81 m <sup>2</sup>

附属物として、自転車置場、広告塔、樹木、植樹帯等があります。  
売買物件及び道路用地が対象範囲です。

### 2 売却方法

#### (1) 予定価格（最低売却価格）

357,000,000円

#### (2) 売却方法

売買物件の買受者による建物等の解体を条件とした売却とする。買受者決定の第一段階として事業計画、土地利用計画及び解体方法等についての提案内容を審査し、第二段階として、審査通過者による価格競争を行う方法（二段階一般競争入札）とする。審査通過者のうち、予定価格以上で、かつ、最高価格提示者を買受予定者とする。

#### (3) 契約締結

売買物件の売却には、長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第3条の規定により長浜市議会の議決が必要となる。市と買受予定者とは、売買物件の買受決定の日の翌日から起算して7日以内に市有地売買仮契約を締結しなければならない。なお、長浜市議会の議決があったときに本契約としての効力を生じる。また、長浜市議会において議決が得られないときは、仮契約を解除する。

### 3 申込受付期間及び提出場所

#### (1) 受付期間

平成31年5月20日（月）から平成31年5月22日（水）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

長浜市総務部公共施設マネジメント課

(3) 提出方法

事前に提出日時を電話で予約の上、提出先まで持参すること。

4 応募者の資格

日本国内で法人登録をしている法人とし、次の要件のいずれにも該当しない者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

(2) 法人税、消費税、地方消費税及び長浜市税（長浜市内に本店を有する法人が応募する場合に限る。）を滞納している者

(3) 市における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、指名停止の条件に該当する者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

イ 売買物件を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

ウ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者

オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(6) 暴力団等若しくは前記(5)のアからキまでのいずれかに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者

(7) 暴力団等若しくは前記(5)のアからキまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) その他、市が特別な理由で不適格と判断する者

5 共同での応募

共同事業者として複数の法人が共同して応募することもできる。この場合は、次の事項に留意すること。

(1) 共同事業者の名称を設定し、共同事業者の代表となる法人（以下「代表事業者」と

いう。)を定めること。買受予定者の決定後の協議は代表事業者と行うものとする。なお、代表事業者の変更は、原則として認めない。

(2) 共同事業者を構成する法人のいずれかが、上記4の応募者の資格の要件を満たしていない場合は、応募することができない。

(3) 契約の締結にあたっては、共有名義とする場合を除き、代表事業者を契約の相手方とする。なお、契約に関する責任は共同事業者を構成する法人すべてが負うものとする。

(4) 共同事業者の構成員は当該共同事業者以外では応募できません。

## 6 実施要項等の配布期間及び配布場所

### (1) 配布期間

平成31年3月26日(火)から平成31年5月22日(水)まで  
午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

### (2) 配布場所

長浜市役所 総務部公共施設マネジメント課、北部振興局地域振興課、各支所  
長浜市ホームページからダウンロードすることもできる。

## 7 実施要項等に対する質問及び回答

### (1) 受付期間

平成31年4月15日(月)から平成31年4月19日(金)まで  
午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 提出方法

質問書(様式第11号)を電子メールにより提出すること。  
電子メール送信後に提出先へ電話で受信確認すること。  
質問書以外の方法(口頭、電話、FAX等)による質問は受け付けない。

### (3) 提出先

長浜市総務部公共施設マネジメント課 E-mail management@city.nagahama.lg.jp

### (4) 回答方法

長浜市ホームページに掲載する(平成31年4月26日(金)予定)。

## 8 現地見学

### (1) 見学期間

第1日程 平成31年4月11日(木) 午後2時から午後4時まで  
第2日程 平成31年4月25日(木) 午後2時から午後4時まで

### (2) 見学方法

見学希望日の3日前(土・日を除く)までに長浜市総務部公共施設マネジメント課へ電話で連絡すること。

## 9 資料閲覧

### (1) 閲覧期間

平成31年4月1日(月)から平成31年5月17日(金)まで  
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

### (2) 閲覧方法

閲覧希望日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに長浜市総務部公共施設マネジメ

ント課へ電話で連絡し、日程を調整すること。

1 0 その他

- (1) 申込みにあたっては、売却実施要項、物件調書及び市有地売買仮契約書（案）を熟読し、承知のうえで申し込むこと。
- (2) 解体工事にあたっては、建物等の現状を把握のうえ、関係法令を遵守すること。
- (3) この公告に記載する事項以外の条件等については、建物解体条件付市有地（旧長浜市民会館用地）売却実施要項のとおりとする。

1 1 問い合わせ先

長浜市総務部公共施設マネジメント課（長浜市役所 本庁舎 4階）

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

電 話 0749-65-1717（直通）

F A X 0749-63-4111

E-mail [management@city.nagahama.lg.jp](mailto:management@city.nagahama.lg.jp)